

小松市

耐震改修促進計画

令和8年3月

小 松 市

目 次

序章 はじめに	1
1 耐震改修促進計画作成の目的	1
2 主な用語	3
第1章 上位関連計画	4
1 国の基本方針（令和7年7月改正）	4
2 小松市都市計画マスタープラン（平成31年3月）	6
3 小松市強靱化地域計画（令和3年3月）	6
4 小松市地域防災計画〔震災対策編〕（令和7年5月）	7
5 小松市住宅マスタープラン（令和6年3月改定）	8
第2章 小松市における地震の規模・被害の予測	8
1 地勢	9
2 地震災害	10
3 小松市への影響が想定される地震	11
第3章 耐震化の現状と目標（令和12年度末）	14
1 住宅	14
2 特定建築物	15
第4章 耐震化を推進する課題と方針	17
1 耐震化を推進する課題	17
2 施策の取り組み方針	19
第5章 耐震改修促進のための具体的な施策の展開	20
1 耐震化に関する啓発や知識の普及等	20
2 安心して相談できる環境づくり	21
3 耐震化を促進するための支援策	21
4 総合的な安全対策に関する取り組み	24
5 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項	28
巻末資料	31
資料1 耐震改修促進法における規制対象一覧	32
資料2 小松市地域防災計画における緊急輸送道路等の防災道路網	33

1 耐震改修促進計画作成の目的

(1) 背景と目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定された。

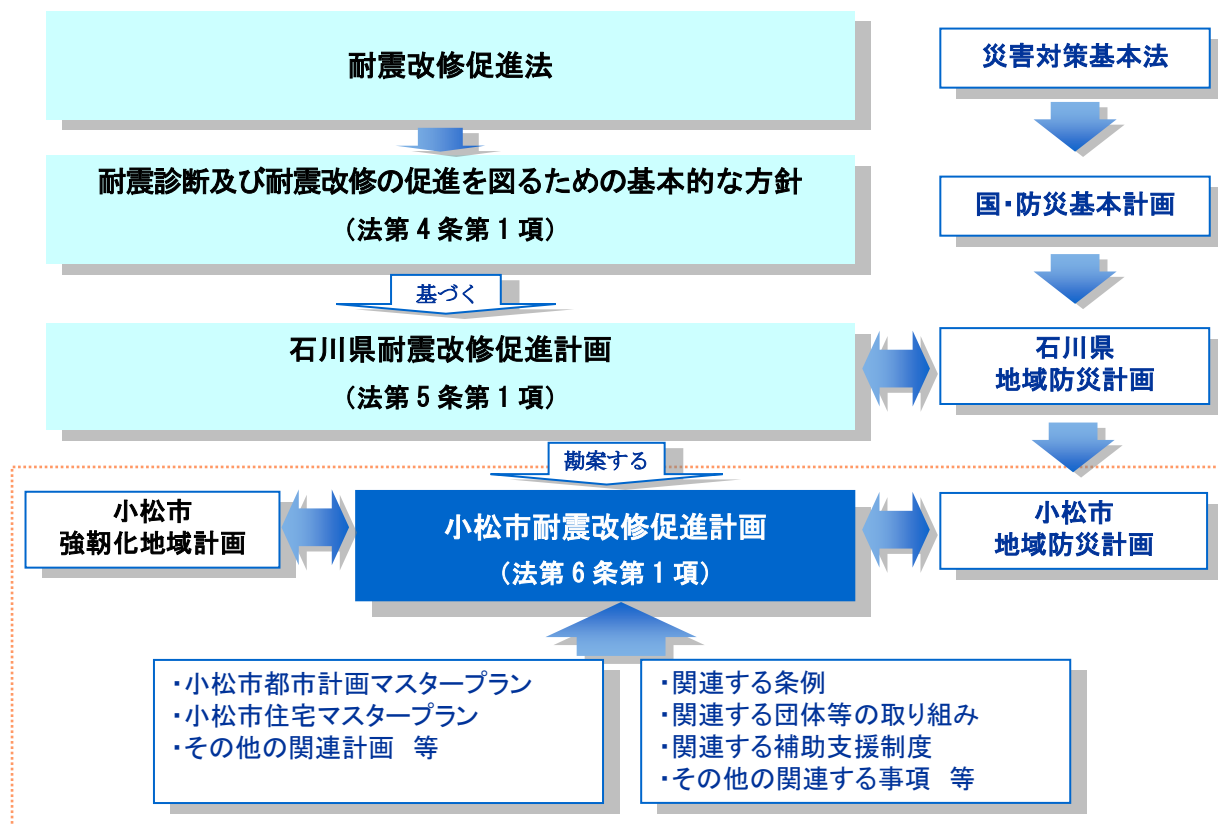
しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつでもどこでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）及び防災基本計画（昭和38年6月中央防災会議決定、令和6年6月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和4年9月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

小松市耐震改修促進計画は、住宅や建築物の耐震化により、安全で安心した市民の生活を確保するため、「耐震改修促進法」第6条第1項により、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

(2) 小松市耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針、「石川県耐震改修促進計画」及び「小松市地域防災計画」等の上位関連計画を勘案して策定する。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。なお、本計画については、制度の改訂、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、見直すこととする。

(4) 対象建築物

① 住宅

阪神・淡路大震災における死者数の9割が住宅の倒壊等によるものであった教訓から、市民の生命と財産を守る基本である住宅の耐震化を図る。

② 特定建築物

地震時の倒壊により、甚大な被害をもたらすと考えられる特定建築物の耐震化を図る。

③ 市有建築物

市有建築物については、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多数の市民が利用する施設が多いことから、積極的な耐震化を促進させる。

2 主な用語

本計画に用いる主な用語は以下のとおりである。

耐震診断 (法 2 条第 1 項)

地震に対する安全性を評価すること。

耐震改修 (法 2 条第 2 項)

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備（擁壁の補強など）をすること。

耐震基準

建築基準法において、地震に対して安全な構造のものとして定められた構造耐力に関する基準のこと。同法が大きく改正された 1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日より前のものを「旧耐震基準」、以降のものを「新耐震基準」という。

既存耐震不適格建築物 (法 5 条第 3 項第一号)

地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない旧耐震基準の建築物で、既存不適格（同法第 3 条第 2 項）の適用を受けているもの。

通行障害建築物 (法 5 条第 3 項第二号)

地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げることにより、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物。

要安全確認計画記載建築物 (法 7 条)

病院、官公署等の公益施設又は通行障害建築物で、既存耐震不適格建築物であるもの。

要緊急安全確認大規模建築物 (法附則第 3 条第 1 項)

不特定かつ多数の者が利用する建築物、避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物又は危険物の貯蔵場及び処理場のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物。

耐震診断義務付け対象建築物 (※巻末資料 1 参照)

要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物のこと。この所有者は、当該建築物の耐震診断を行い、その結果を小松市に報告しなければならない。

特定建築物 (※巻末資料 1 参照) (法第 14 条)

多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場、処理場又は通行障害建築物であって、一定規模以上のもの。特定建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該建築物の耐震診断や耐震改修を行うよう努めなければならない。

指示対象建築物 (※巻末資料 1 参照) (法第 15 条第 2 項)

特定既存耐震不適格建築物であって一定規模以上のもの。市は、この所有者に対し、技術指針事項を勘案して必要な指示をすることができる。

ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。

第1章 上位関連計画

1 国の基本方針（令和7年7月改正）

法第4条に基づき、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）の概要は以下のとおりである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 国、地方公共団体、所有者等の役割分担。
- 公共建築物の耐震化の促進。
- 法に基づく指導等の実施。
- 計画の認定等による耐震改修の促進。
- 所有者等の費用負担の軽減等。
- 相談体制の整備及び情報提供の充実。
- 専門家・事業者の育成及び技術開発。
- 地域における取組の推進。
- その他、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策等の地震時の安全対策。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。
(現状の耐震化率：住宅90%、要緊急安全確認大規模建築物93%)

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ、避難路沿道耐震化状況マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県・市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定。
- 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標を策定。特に耐震診断義務付け対象建築物については、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて、地域の実情に応じて目標を定める。
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策の策定。
- 詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、講習会の開催、情報提供、啓発・知識の普及、町内会等との連携策について記載。
- 建築基準法による勧告又は命令等の実施。

出典：国土交通省HP

【令和7年7月17日一部改訂について】

今般、第1次国土強靱化実施中期計画の策定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画の見直しに向けた検討が行われており、こうした防災対策の進捗状況や新たな防災対策の検討内容を踏まえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針について、所要の改正を行うものである。

■改定概要

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項（改定による新たな位置づけ）
 - ・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めること。
 - ・省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する取組を行うことも考えられること。
 - ・昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すこと。
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標に関して、現行においては、住宅については令和12年までに、耐震診断義務付け対象建築物については令和7年までにそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消するとしているところ、耐震化の現状等を踏まえ、改正案においては、住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

啓発及び知識の普及に関する基本的な事項の中に、地方公共団体による、耐震改修の有効性の啓発及び普及や、要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（避難路沿道耐震化状況マップ）の作成及び活用の普及を図ることを新たに位置づける。
- (4) 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

都道府県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画の策定に関して、現在、都道府県及び市町村は耐震診断義務付け対象建築物に係る目標を定めるべきことを記載しているところ、今般（2）において、国が耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて目標を定めることとしたことを踏まえ、都道府県及び市町村において、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物それぞれについて、地域の実情に応じて目標を定めるべきことを明記する。
- (5) その他の事項

数値の更新等所要の改正を行うものとする。

2 小松市都市計画マスタープラン（平成 31 年 3 月）

小松市都市計画マスタープランでは、耐震化にかかわる方針について、都市防災の方針の中で以下のように示されている。

● 都市の防災機能の強化

○ 住宅・建築物の長寿命化・耐震化

- ・耐震診断や耐震改修の必要性を周知、啓発も含めて総合的に耐震化事業を推進
- ・災害時の拠点、避難施設となる建築物、道路や橋梁等の公共インフラのストックマネジメントや民間の住宅・建築物の耐震化を促進

○ ライフライン施設の強化（上下水道、ガス、電気、通信等）

- ・主要配水池の耐震化、主要管路の老朽化対策と耐震化を推進
- ・減災措置や設備の防護対策の拡充など、耐震性の向上や安全性の確保を推進
- ・災害時の迅速な復旧のための施設関係機関との連携等

3 小松市強靱化地域計画（令和 3 年 3 月）

小松市強靱化地域計画では、「強靱化の推進方針」の中で、建築物の耐震改修について以下のように示されている。

● 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

○ 住宅・建築物の耐震化

- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、地震火災の発生にもつながるため、人的物的被害双方の軽減を目指して耐震化を推進
- ・住宅の耐震化率の向上を図るため、市民に耐震診断・改修費の助成などの制度周知を進めるとともに、住宅耐震化の必要性の啓発や広報の充実も含めて総合的に耐震化事業を推進
- ・多数の人が利用する建築物（1号特定建築物）である学校・病院・社会福祉施設・ホテル・旅館、その他施設の令和7年度末までの国の目標である「耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」に向け施設の耐震化及び非構造部材の耐震化の促進、併せて老朽化対策等を促進。また、小規模な同種施設についても同様とする
- ・災害時の拠点、避難施設となる建築物、道路や橋梁等の公共インフラのストックマネジメントや民間の住宅・建築物の耐震化を促進

○ 家具類の転倒や非構造部材の落下等

- ・家庭での室内安全対策を進めるために、家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定やチェーンやワイヤーなどによる補強対策の普及・啓発を推進
- ・地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する

○ 建築物やブロック等の倒壊による道路閉塞などの二次被害

- ・ブロック塀の安全対策としての「危険ブロック塀等の除去補助」、「生垣設置助成金」の活用や、橋梁の耐震化などによる避難路の安全対策を推進

4 小松市地域防災計画〔震災対策編〕（令和7年5月）

小松市地域防災計画〔地震災害対策編〕では、「地震災害予防計画」において、建築物の耐震改修について以下のように示されている。

● 地震災害に強いまちづくり（地震災害予防計画 第3節）

○ 都市計画〔小松市都市計画マスタープラン〕

小松市全体を災害に強いまちにするため、道路の拡幅整備、公園・広場のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震不燃化を図るなど、都市計画の全般にわたり、防災の視点を反映させた都市づくりを推進する。

○ 市街地の整備

高齢化社会に対する備えの観点から、住宅密集地内道路の避難路としての整備（融雪装置の設置等）や老朽建物の耐震化促進施策等を重点施策として推進する。
（※地域防災計画における避難路は、巻末資料2参照）

○ 火災の防止

地震の発生直後は、市街地を中心に火災の同時発生が予測されるため、市、防災関係機関、事業者及び市民が一体となり「燃えにくいまちづくり」を推進する。

○ 緊急地震速報システムの活用による減災施策の推進

防災行政無線の効果的な運用体制の整備を図り、全市一斉に遅滞なく緊急地震速報を伝達することのできる更なるシステムの整備を推進する。

○ 建築物の耐震化及び地震ハザードマップの活用

建築基準法、耐震改修促進法及びその他の法律に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促すための対策を継続して推進する。

○ 地盤の液状化対策

液状化の危険性が高い地域では、構造物の被害を未然に防止するため、必要な対策を講ずるよう指導する。また、公共施設やライフライン施設については、地盤改良等による液状化の発生防止や抑制対策を推進し、液状化が発生した場合においても施設の機能が保持できるよう、耐震力の強化に努める。

○ 街角危険物の対策

街角危険物対策については、住宅密集地における避難路整備及び通学路の安全確保を主眼に崖、擁壁、ブロック塀等の崩壊又は倒壊防止及び落下物の防止対策を推進する。

○ 危険物対策

危険物の貯蔵施設等の耐震性の確保を図り、緩衝地帯の整備等を推進する。また、LPガス・塩素系等の高圧ガス、放射性物質及び毒物等は、事前に事業者等の指導を行い、保管施設の安全性確保に努める。

○ その他、崖崩れ等危険区域の警戒

市及び関係機関は、地震発生と同時にあるいは余震により、土石流、地すべり、崖崩れ等が発生する可能性があることから、市域に所在する当該危険箇所について巡視及び警戒監視を連携して行うとともに、状況に応じて警戒要員を配置するなどの処置を取る。

5 小松市住宅マスタープラン（令和6年3月改定）

小松市住宅マスタープランでは、「基本計画」の中で、住宅の耐震化について以下のような方針が示されている。

■ まち・地域に関する施策（市全域で実施する施策）

○ 基本方針…「みんなが暮らし続けられる生涯安心のまちづくり」

【目標：災害に備えた事前防災のまちづくり】

○災害に強い安全な居住環境整備の推進

令和4年豪雨や令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の被害を最小限に抑える居住環境づくりを進めつつ、木造建築物の耐震化を進める。

■ 住まい・住宅に関する施策

○ 基本方針…「小松の魅力を活かした住まいづくりとまちづくり」

【目標：良いものを残し、活かすストック型の住まいづくり】

○既存住宅改修の促進

スクラップアンドビルド社会からサステイナブル社会に転換し、「もったいない」を重視したストックマネジメント型の居住環境づくりを進める。

○中古住宅の利活用の促進

まちなかに点在する中古住宅を活用した住宅、店舗、コミュニティスペース等の交流拠点施設へのリノベーションを進める。また、町家を中心としたまちなか住宅の安全性を高めるため、耐震性や防火性能の向上を進める。

市は令和4年8月豪雨や令和6年能登半島地震の甚大な被害を教訓に、近年頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、地域の災害リスク把握や耐震化などリフォームの必要性を普及啓発し、意識向上を図るものとする。

第2章 小松市における地震の規模・被害の予測

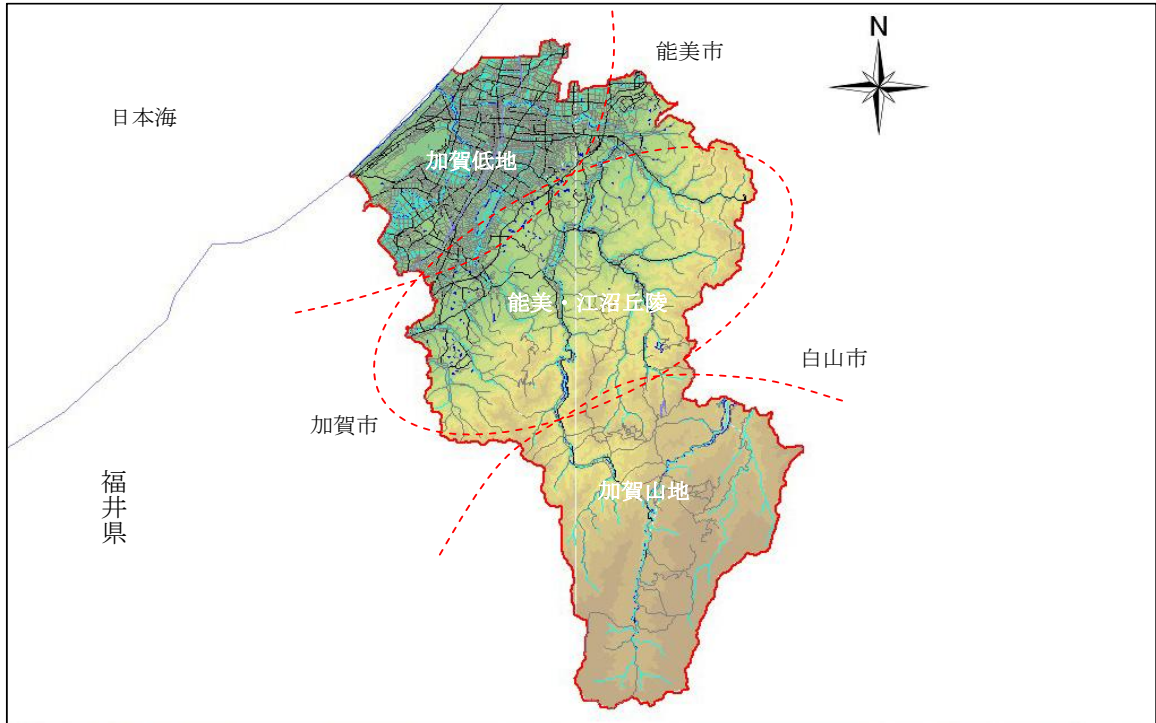
1 地勢

小松市は石川県の西南部に位置する面積約 371 k m²で、市域の地勢は、加賀山地、能美・江沼丘陵、加賀低地の三つに大別される。

加賀山地は主として前期中新世の流紋岩質火砕岩と流紋岩質溶岩で構成され、この山地から続く標高 100m以下のなだらかな丘陵地は、能美・江沼丘陵と呼ばれる。丘陵地はその全域にわたって、更新世中期の砂礫を主体とする未固結堆積物によって覆われる。また、小松市の中心街が位置する加賀低地は、手取扇状地を境に小松・江沼平野と呼ばれ、最も新しい時代に形成された地形面が分布する。

小松・江沼平野を地形的に区分すると、海岸線には北東－南西方向に発達する沿岸砂丘が分布し、日末町及びJ R 粟津駅周辺には地形的にやや高い段丘面が分布する。これ以外の平野部は潟埋積平野に区分され、その名残は加賀三湖（今江潟・木場潟・柴山潟）として存在していた。しかしながら、干拓事業によってその湛水域は失われ、自然の残された県内唯一の湖沼として、木場潟のみが昔の姿を留めているにすぎない。また、沿岸砂丘には小松空港が位置しており、砂丘地の大部分は人工的に改変されている。

■ 小松市の地勢



2 地震災害

小松市に影響を与えたと考えられる地震は下表に示すとおりである。

年月日	震央地名 (地震名)	規模 (M)	震度等	被害状況等
1725年6月17日 (享保10.5.7)	加賀小松	6.0		城の石垣・蔵等、少々破損、1日に地震69回、金沢で同日4～5回の地震あり
1815年3月1日 (文化12.1.21)	加賀小松	6.2	金沢で強震	小松城破損が多く、金沢で強震であった
1858年4月9日 (安政5.2.26)	越中・飛騨北部 (飛越地震)	7.0～ 7.1	石川県南部 :震度4～5	飛騨北部と越中で被害大 ○大聖寺:潰家148、家大破370 ○金沢:潰・半壊114
1891年10月28日 (明治24年)	岐阜県西部 (濃尾地震)	8.0	石川県: 震度3～4	我が国の内陸地震として最大のもの、仙台以南の全国で地震を感じ、水戸断層生じる(高さ6m) ○加賀:家屋全壊25、半壊破80
1930年10月17日 (昭和5年)	大聖寺付近 (大聖寺地震)	5.3～ 6.3	金沢:震度3	大聖寺・吉崎・小松付近で煙突の破損、落壁、石灯籠及び墓石の転倒あり、佐美山で150mにわたり崖が崩れ、小松で噴水
1948年6月28日 (昭和23年)	福井平野 (福井地震)	7.1	金沢:震度4	福井平野の被害が大きく、震後に大火災が生じた ○小松市:死者2、負傷者1、全壊3、半壊6
1952年3月7日 (昭和27年)	大聖寺沖 (大聖寺沖地震)	6.5	金沢:震度3	片山津・大聖寺・金津付近で震度5。北湯・塩屋村などで壁の剥落、山崩れ、道路亀裂を生じる
1961年8月19日 (昭和36年)	石徹白付近 (北美濃地震)	7.0	金沢:震度3	石川県内は白山方面で被害大 石川県の被害は死者4、負傷者7、家屋半壊1、非住家被害3
1993年2月7日 (平成5年)	能登半島北方沖 (能登半島沖地震)	6.6	金沢:震度4	珠洲市を中心に被害が発生 ○小松市:被害なし
1995年1月17日 (平成7年)	兵庫県南東沿岸 (兵庫県南部地震)	7.2	金沢:震度3	震度7が初めて確認され、神戸市を中心に兵庫県の被害甚大 ○小松市:被害なし
1996年2月7日 (平成8年)	福井県嶺北	5.0	加賀:震度4 金沢:震度2	○小松市:被害なし
1997年12月19日 (平成9年)	福井県中部	4.6	小松:震度3 加賀:震度4	○小松市:被害なし
2000年6月7日 (平成12年)	石川県西方沖	6.2	金沢:震度3 小松:震度5弱	○小松市で大きな被害なし
2002年11月17日 (平成14年)	石川県加賀地方	4.7	金沢:震度2 小松:震度2	白山ろくで震度4を観測、道路や給水管破損等の被害が発生 ○小松市:被害なし
2007年3月25日 (平成19年)	石川県 能登半島沖 (能登半島地震)	6.9	金沢:震度4 小松:震度4	輪島市等で震度6強を観測したほか、広い範囲で震度5弱以上を観測 ○小松市:非住家被害2
2011年3月11日 (平成23年)	東日本大震災 (東北地方太平洋 沖地震)	9.0	小松:震度2	三陸沖を震源とする地震が発生し、最大震度7を観測、地震と津波により、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害と原発事故をもたらした。死者19,074人、行方不明者2,633人、負傷者6,219人 ○小松市:被害なし
2018年6月18日 (平成30年)	大阪府北部	6.1	小松:震度2 加賀:震度3	大阪府北部を震源とする自身が発生し、大阪府北区などで最大震度6弱を観測した ○小松市:被害なし

年月日	震央地名 (地震名)	規模 (M)	震度等	被害状況等
2022年6月19日 (令和4年)	石川県能登地方	5.4	金沢:震度2 小松:震度2	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、珠洲市で最大震度6弱を観測した ○小松市:被害なし
2002年5月5日 (令和5年)	石川県能登地方	6.5	金沢:震度4 小松:震度4	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、珠洲市で最大震度6強を観測した ○小松市:被害なし
2024年1月1日 (令和6年)	石川県能登地方	7.6	小松:震度5強	石川県能登地方を震源とする地震が発生し、輪島市及び志賀町で最大震度7を観測した ○小松市:死者1、負傷者2 全壊1、半壊80 一部破損11,529

※平成8年10月1日から「気象庁震度階級」が変わり、市内に震度観測所が開設されている。

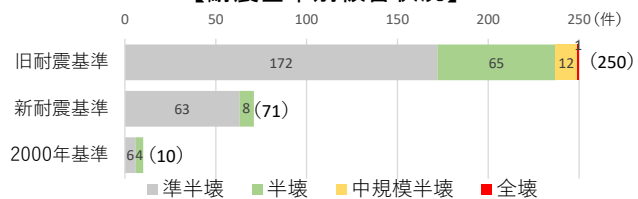
参考)能登半島地震による建物被害状況

(基準データ:準半壊以上の判定が付されたもののうち位置特定可能なデータ 331件)

【被害件数に占める割合】

旧耐震建物:76%

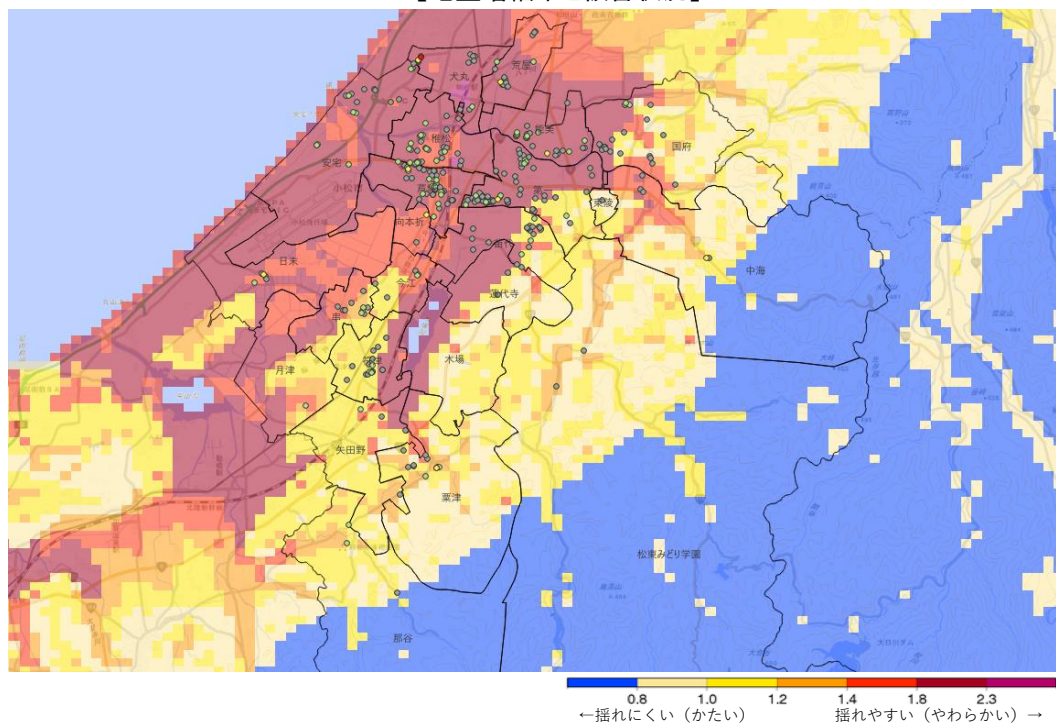
【耐震基準別被害状況】



【地域別被害分布状況】

- ・第一・芦城・稚松などの市街地を中心に被害集中
- ・軟弱地盤地域で被害が増幅される傾向

【地盤増幅率と被害状況】

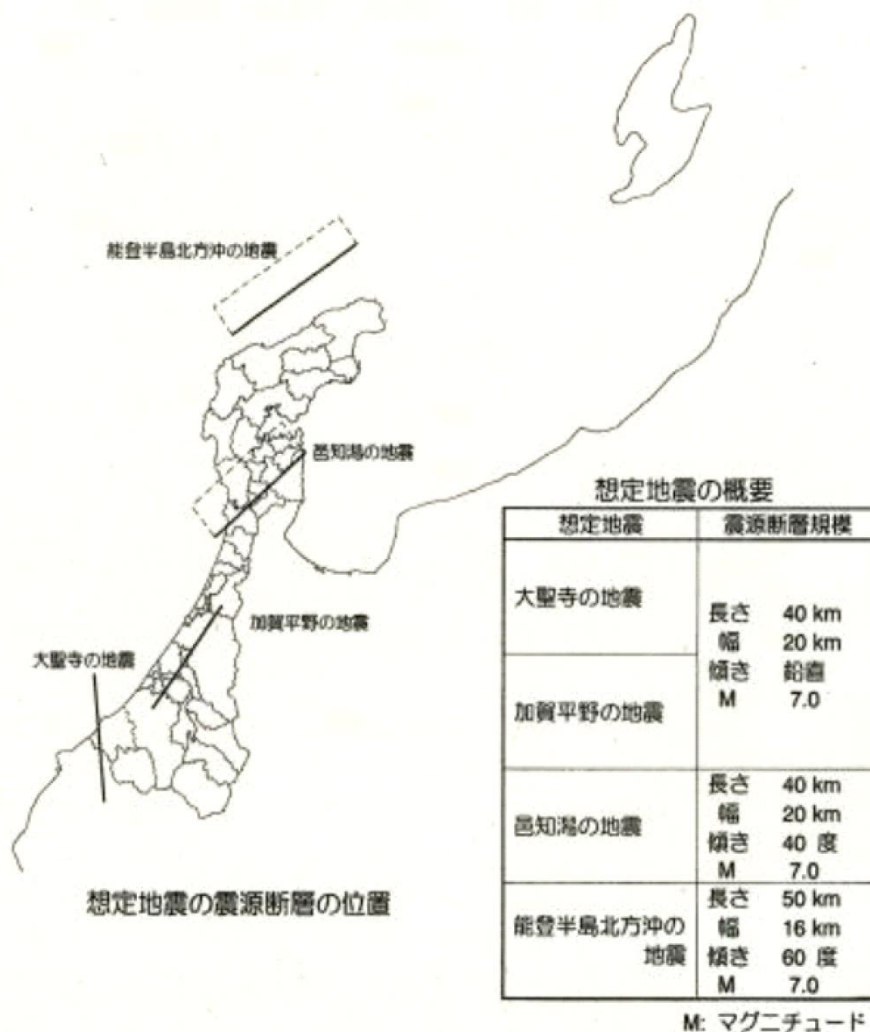


出典(ベースマップ): J-SHIS 地震ハザードステーション

3 小松市への影響が想定される地震

地震の種類には、地表近くの活断層のずれによる地震（活断層型地震）、プレート境界で起きる地震（海溝型地震）、プレートの内部破壊による地震等いくつかのタイプがあり、このうち本市で発生する可能性が高いのは活断層型地震である。本市周辺での想定地震の震源位置は次に示すとおりであるが、このうちもっとも発生確率が高く、予想される被害が最大となるのは、加賀平野の地震（森本断層と富樫断層を含む延長線に、想定震源断層を設定）によるものとされている。

■ 想定地震の震源断層の位置



断層面が地表に対して垂直な場合（大聖寺の地震・加賀平野の地震）では、断層の位置は線上になっている。

邑知潟の地震、能登半島北方沖地震の断層面は北西に向かって下がっている。

■ 各地震の被害想定震源断層の諸元

区分	長さ	幅	傾き	規模	想定震源域付近の過去の地震
大聖寺の地震	40km	20km	鉛直	M7.0	1960年(寛永17年) 加賀大聖寺(M6.25~6.75) 1930年(昭和5年) 大聖寺附近(M5.3~6.3) 1948年(昭和23年) 福井地震(M7.1) 1952年(昭和27年) 大聖寺沖地震(M6.5)
加賀平野の地震	40km	20km	鉛直	M7.0	1725年(享保10年) 加賀小松(M6.0) 1799年(寛政11年) 金沢地震(M6.0) 1815年(文化12年) 福井地震(M6.0)
邑知潟の地震	40km	20km	40度	M7.0	1892年(明治25年) 志賀町、富来町(M6.3、6.4) 1933年(昭和8年) 中島町(M6.0)
能登半島北方沖の地震	50km	16km	60度	M7.0	1729年(享保14年) 輪島(M6.6~7.0) 1896年(明治29年) 珠洲(M5.7) 1993年(平成5年) 能登半島沖地震(M6.6)

■ 市域に最大の被害をもたらすと予想される加賀平野の地震による震度及び液状化の予測

震源の条件	森本－富樫断層を含む延長線を想定する内陸直下型地震
地震の規模	マグニチュード 7.0
震度の予測	平野部において震度6弱～6強が予測される。
液状化の危険度	平野部で液状化危険度が高く予測される。

■ 想定地震の最大震度に基づく被害予測

区分	建物全壊		炎上 出火 件数	延焼 棟数	死者 数	負傷 者数	要救出 者数	避難 者数	上水道配水管	
	棟	率(%)							被害箇所	被害箇所
大聖寺	388	0.8	10	0	11	427	263	2,692	1,792	2.6 km
加賀平野	2,935	6.3	81	1,113	404	1,014	835	19,601	2,863	4.2 km
邑知潟	1	0.0	0	0	8	34	0	240	189	0.3 km
能登半島 北方沖	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0 km

出典：小松市地域防災計画〔震災対策編〕（令和7年5月）

第3章 耐震化の現状と目標（令和12年度末）

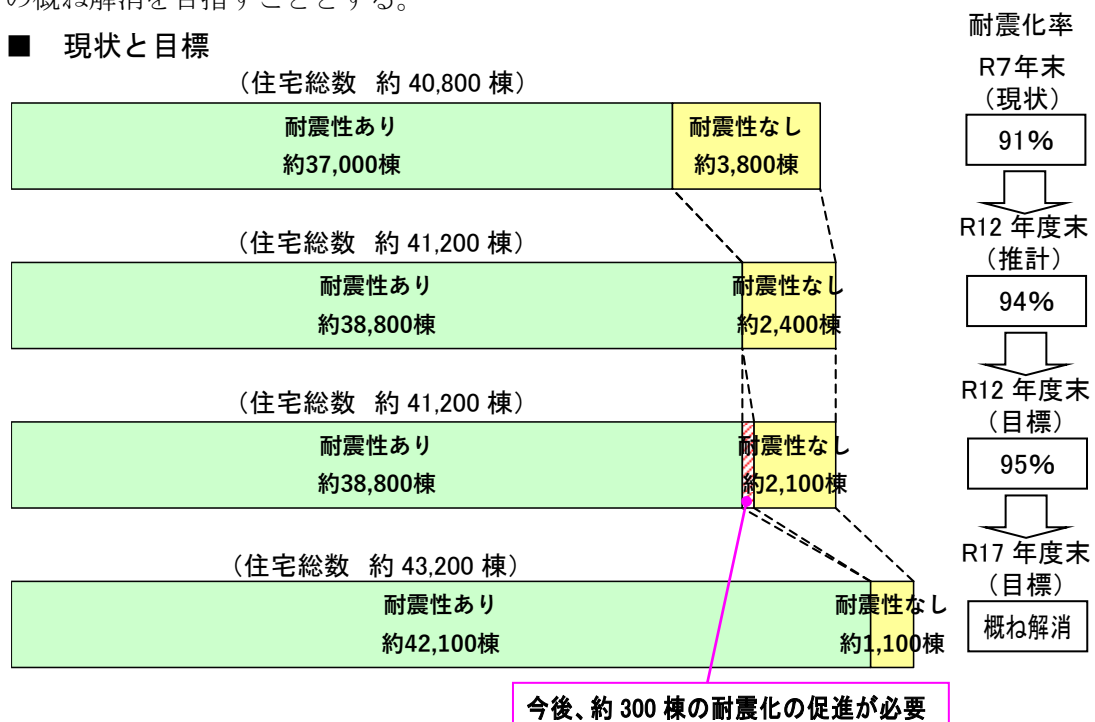
1 住宅

令和12年度末の住宅耐震化率目標を95%以上とする

令和7年末の住宅総数は、約40,800棟で、このうち耐震性のある住宅戸数は約37,000棟、耐震化率は約91%である。令和12年度末の本市における住宅総数は、約41,200棟と推計され、自然更新による耐震性のある住宅戸数は約38,800棟、耐震化率は94%と推計される。令和12年度末までの目標を95%に設定すると、今後、約300棟の改修が必要となる。

なお、令和7年7月に改正された国の基本方針では、令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標とされており、本市においてもこれに準じて令和17年までの概ね解消を目指すべきである。しかしながら、本市には歴史的価値を有する小松町家が約1,100件程度存在しており、構造的・文化的な制約から一律の耐震化が困難な状況もある。このため、令和12年度末の目標設定にあたっては、現実的かつ段階的な対応を踏まえ、耐震化率の目標を95%とし、令和17年度末は町家を除く建物の概ね解消を目指すこととする。

■ 現状と目標



上記は、住宅・土地統計調査等のデータに基づく推計によるもの。

耐震化率とは、住宅や建築物の総棟数（住宅は総戸数）に対し、耐震性のある棟数（住宅は戸数）の割合を示すものです。

$(\text{昭和57年以降に建築された建築物} + \text{昭和56年以前に建築された建築物のうち耐震性ありの建築物}) \div \text{全棟(戸)数} \times 100$

2 特定建築物

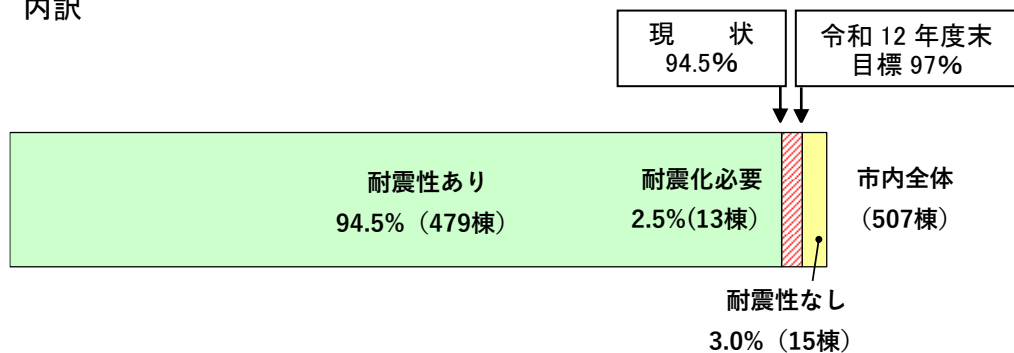
(1) 1号特定建築物（多数の者が利用する建築物）

多数の者が利用する建築物の耐震化率 97% を目標とする

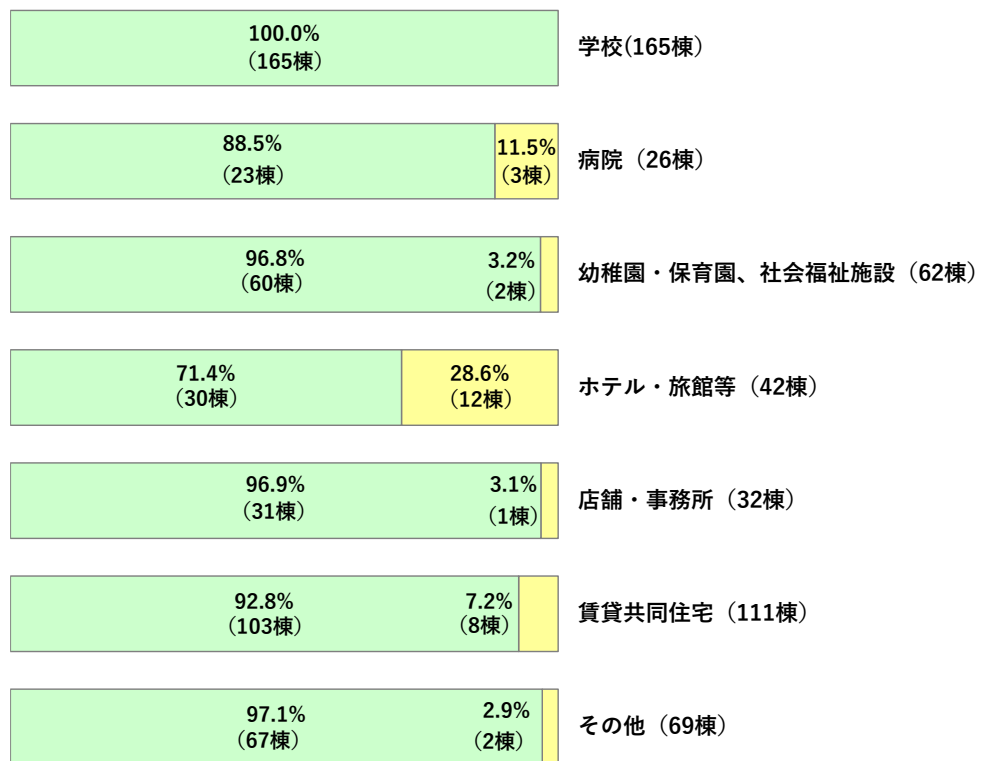
多数の者が利用する建築物は小松市に 507 棟あり、このうち現状で耐震性を有する建築物は 479 棟（94.5%）である。今後、耐震化率を 97%（492 棟）まで引き上げるためには、令和 12 年度末までに 13 棟の耐震化が必要である。

用途別の内訳は、下記のような状況である。

■ 内訳



■ 用途別内訳



■ 耐震性なし ■ 耐震性あり

(2) 2号特定建築物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物）

2号特定建築物に指定される危険物の取扱い施設等で、昭和56年より前に建築されたものは4棟（公共建築物1棟、民間建築物3棟）である。今後、2号建築物所有者に対し、耐震診断・耐震改修の促進に向けた指導と啓発を図る。

(3) 3号特定建築物（避難路沿道建築物）

3号特定建築物は、建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）を対象とする。本市においては、「耐震改修促進法」に規定する道路は指定しておらず、通行障害耐震不適格建築物は存在しない。

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

緊急安全確認大規模建築物に指定される施設で昭和56年より前に建築されたものは5棟（公共建築物4棟、民間建築物1棟）である。民間建築物1棟においては、現在、耐震性が不明である。

本市においては、国の基本方針に基づき、令和12年までに耐震性が不十分な建築物の解消をおおむね達成することを目標とし、今後、建築物所有者に対して耐震診断および耐震改修の実施を促すための指導・啓発を継続的に行う。

第4章 耐震化を推進する課題と方針

1 耐震化を推進する課題

耐震化を推進するにあたっての課題を以下に整理する。

(1) 一般的な課題

① 耐震化の必要性の認識不足

建築物の所有者自身が、地震や耐震性などに関心がないため、耐震改修が必要ではないと考えているなど、耐震化の必要性についての認識不足が課題となっている。

② 耐震改修に関する情報不足

居住者側の課題として、耐震化の必要性は感じていても、相談先がわからない、情報や知識不足から自宅に合った工法を選べないといったことなどが、建築物の耐震改修を遅らせる原因となっている。

③ 耐震化に要する費用調達や支援

居住者側の課題として、耐震化の必要性は認識するものの、改修の費用負担に対する抵抗感が挙げられる。

今後、住民にわかりやすい補強方法、工事に要する費用などの問い合わせや専門的な相談体制並びに耐震改修に関する助成制度の検討が課題として掲げられる。

(2) 小松市特有の課題

① 木造住宅の耐震化

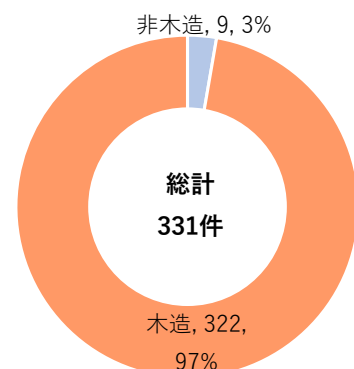
市内の住宅総数約 40,800 戸について、構造比率は木造住宅が約 81% (約 33,200 戸)、非木造住宅が約 19% (約 7,600 戸) である。

また、それぞれの耐震化率は、木造住宅が約 89% で非木造住宅が約 98% である。全体として高い耐震化率が達成されているものの、**約 3,800 戸**が依然として耐震性を確保していない状況にある。

特に、令和 6 年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準で建てられた木造住宅に甚大な被害が集中したことから、木造住宅の耐震化促進は喫緊の課題である。

今後は、残存する未耐震木造住宅への重点的な支援や、個別事情に応じた柔軟な施策の検討が求められる。

【小松市内の被害件数】
(令和 6 年能登半島地震)

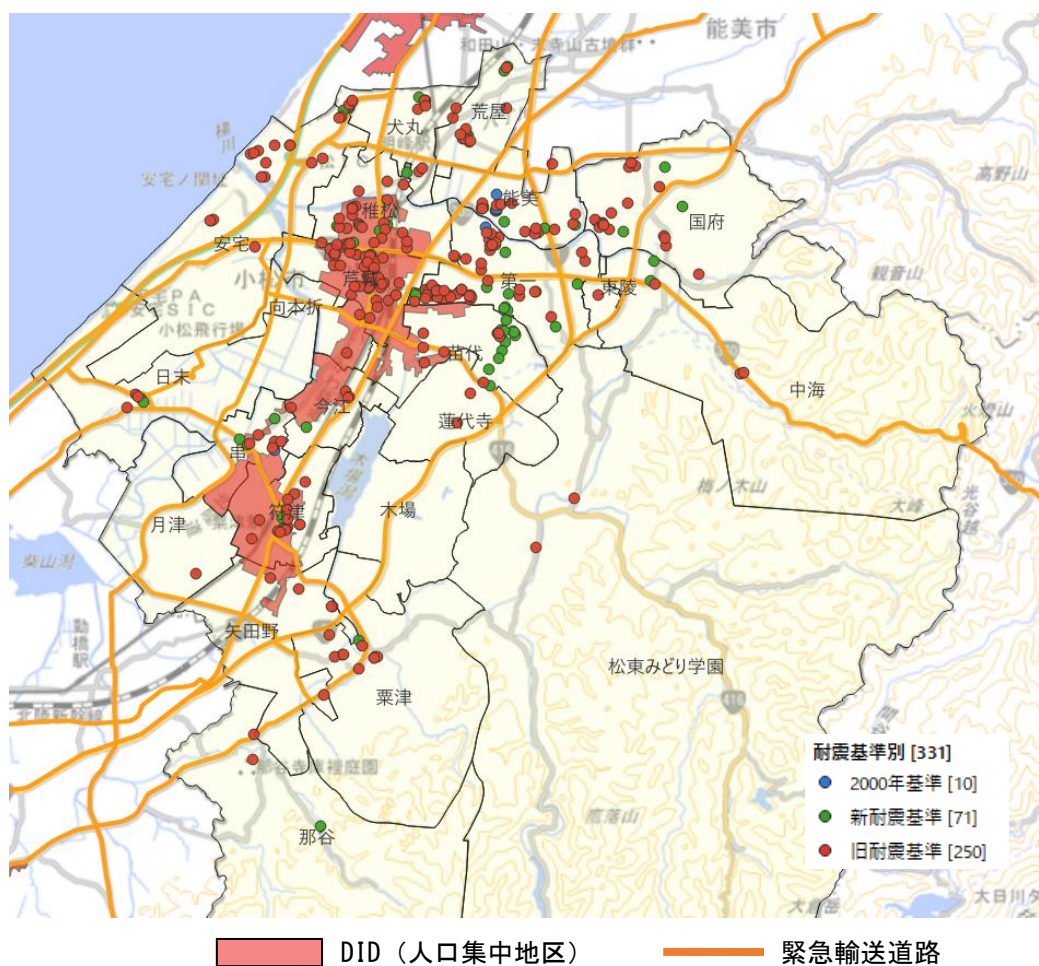


※令和 6 年に発生した能登半島地震で準半壊以上の判定が付された 331 件を対象とした集計

② 避難路沿道や人口集中地区における建築物の耐震化

旧北国街道などの避難路沿道に、耐震性の低い建築物が多く、また、建築物が密集する市街地では、建築物の倒壊による出火危険度及び延焼拡大度が高く、被害が拡大しやすいため、地震災害時における建物崩壊による被害対策が求められる。

【小松市内の被害状況】
(令和6年能登半島地震)



※令和6年に発生した能登半島地震で準半壊以上の判定が付された331件を対象とした集計

③ 山間地域における住宅・建築物の耐震化

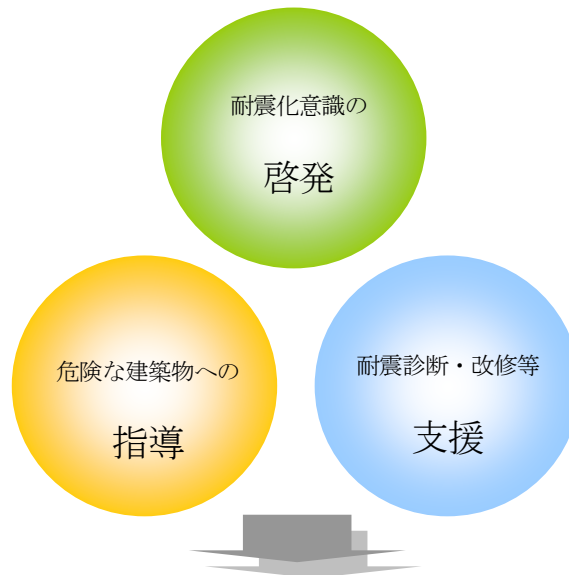
山間地区や農村集落地などの高齢化が進行する地区において、多額な費用を要する耐震改修工事を行うことが難しい高齢世帯や独居高齢者に対する住宅耐震化対策の検討が求められる。

2 施策の取り組み方針

建築物の耐震化推進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有又は管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来たすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められる。

市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備、負担軽減のための制度の構築、危険な建築物に対する改善の指導など必要な対策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施を促進する。また、別途アクションプログラムを策定し、耐震化を促す取り組みを実施していく。

■基本的な考え方



小松市における
住宅や建築物などの耐震化の促進

第5章 耐震改修促進のための具体的な施策の展開

1 耐震化に関する啓発や知識の普及等

(1) 地震ハザードマップの配布

地域の「地盤の揺れやすさ」、「震災時の危険度」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」を、平成20年に各世帯に向けて配布。平成23年9月には東日本大震災（平成23年）において津波による被害が甚大であったことから、「津波浸水想定区域」を併せて明示した「地震・津波ハザードマップ」を配布。平成28年11月には地図情報の更新や避難施設の見直し等を行い、各世帯に向けて配布した。

今後も、必要に応じて見直しを行い、また、インターネットの活用等により、広く市民に周知し、身近に地震時の危険性を感じてもらうことで、防災意識の高揚や地域の防災性の向上など、地震に対する備えの必要性を継続的に啓発する。

(2) 普及・啓発パンフレット等の配布

（一財）日本建築防災協会や（一社）住宅リフォーム推進協議会、国、県発行のパンフレットの活用や、小松市住宅耐震・防火対策促進事業に関するパンフレットの作成、配布により、市民の耐震化への関心を高める。

(3) 広報誌・ホームページの活用

市の耐震診断、耐震改修に関する情報を広報誌やホームページに掲載する。

また、建築物の耐震化に係る各種情報へリンク設定するなど、ホームページを活用した啓発を行う。

(4) 地域に根差した耐震対策

① セミナー、講習会の開催

耐震診断、耐震改修の重要性や必要性について市民に周知を図るため、建築物防災週間等の各種イベントの機会を捉え、セミナーの開催を図る。

また、市民向けの本造住宅耐震講習会を開催し、簡易耐震診断の演習を行うなど、具体的でわかりやすい知識の普及に努める。

② 出前講座の開催

町内会や自主防災組織等に対して、耐震診断または耐震改修の啓発のため、出前講座の開催など、必要な支援を行う。

③ 地域ぐるみの防災活動の推進

防災担当部局と連携し、本市において平成25年9月をもって100%を達成した自主防災組織の活動として、地域内の地震時危険箇所の点検や、地震発生時に通行を確保すべき道路、通学路の点検など、身近な地域ぐるみの防災活動の促進を図る。

2 安心して相談できる環境づくり

本市は、建築住宅課において耐震診断、耐震改修に関する相談や補助制度、耐震改修促進税制に関する相談を受け付けており、今後とも、安心して相談できる相談窓口の周知、事業者の紹介など、情報提供や市民からの相談対応を継続して実施する。

3 耐震化を促進するための支援策

(1) 耐震診断・耐震改修にかかわる支援策の充実

今後も「小松市木造住宅耐震・防火対策促進事業」「小松市被災住宅耐震促進事業」による補助金や、市の補助に上乘せする県の間接補助制度などにより木造住宅の耐震化へ取組む。また、その他の支援制度について県内外の動向をうかがい、検討を行う。

【小松市住宅耐震・防火対策促進事業】


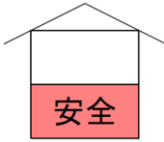
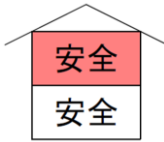
[要件]

- ・昭和56年5月31日以前に工事着手した木造住宅
- ・一戸建て住宅・共同住宅及び長屋（2階以下かつ1,000㎡未満）
- ・店舗併用住宅も対象（延床面積の半分以上を住居の用に供するもの）
- ・建築基準法の規定に基づく違反がないこと

① 耐震診断 （令和8年3月現在）

	耐震診断
概要	一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいた診断方法
補助率	80%
補助限度額	12万円

② 耐震改修工事 （令和8年3月現在）

	通常の耐震改修工事	段階的耐震改修工事	
概要	建物全体を一度の工事で安全にする	第一段階として1階部分、第二段階として2階部分を工事して安全にする	
イメージ画像		第一段階 	第二段階 
補助率	100%		
補助限度額	一戸建て住宅	210万円	
	共同住宅・長屋	105万円/住戸、420万円	

(加算工事)

②耐震改修工事と併せて、次のいずれかに該当する耐震化工事

- ・基礎の新設及び既存の基礎を補強する工事
- ・重い屋根を軽い屋根（金属又は石綿スレート等）に葺き替える工事
- ・建物の減築に係る工事

補助率	50%	
補助限度額	一戸建て住宅	70万円
	共同住宅・長屋	40万円

【小松市被災住宅耐震促進事業】

昭和56年5月31日以前着工の要件に該当しない木造住宅であっても、令和6年1月1日能登半島地震により一部損壊以上の罹災証明を受けたものは①耐震診断、②耐震改修工事、③建替工事、④傾斜修復工事の補助対象とする。

[要件]

- ・令和6年1月1日能登半島地震による罹災証明で一部損壊以上の木造住宅
- ・一戸建て住宅、共同住宅及び長屋（2階以下かつ1,000㎡未満）
- ・店舗併用住宅も対象（延床面積の半分以上を居住の用に供するもの）
- ・建築基準法の規定に基づく違反がないこと

③ 建替工事

(令和8年3月現在)

建替工事		
概要	耐震診断により「評点 1.0 未満」と判断された住宅の建替工事を行う際に費用の一部を補助	
補助限度額	一戸建て住宅	210万円
	共同住宅・長屋	420万円

④ 傾斜修復工事

(令和8年3月現在)

傾斜修復工事		
概要	耐震診断により「評点 1.0 未満」と判断された住宅を「評点 1.0 以上」とする耐震改修工事及びジャッキアップ等により建物の傾斜を修復する工事を行う際に費用の一部を補助	
補助率	100%	
補助限度額	一戸建て住宅	210万円
	共同住宅・長屋	105万円/住戸、420万円

⑤ その他の支援

その他の支援制度について県内外の動向をうかがい検討を行う。

(2) 税制優遇措置の活用

旧耐震基準により建築された住宅を耐震改修した場合、所得税の特別控除や固定資産税の減額が受けられる。市は、建築物所有者の負担を軽減するための国の税制優遇措置について、ホームページやパンフレット等により周知徹底を図る。

■ 税制優遇措置の概要

(令和8年3月現在)

	所得税の特別控除	固定資産税の減額
対象工事期間	H18.4.1～R7.12.31	H25.1.1～R8.3.31
対象建物	昭和56年5月31日以前に建築された、現行の耐震基準に適合しない家屋	昭和57年1月1日以前から存していた住宅
適用工事	現行の耐震基準に適合させる為の耐震改修	
申請方法	「増改築等工事証明書」または「住宅耐震改修証明書」等の必要書類を添付し確定申告	改修が完了した日から3ヶ月以内に、その改修工事が現行基準に適合している旨の証明書を市町村に添付して申告
工事費用		50万円超
優遇措置	耐震改修の標準的な費用の額から補助金額を控除した額の10%相当額(上限25万円)をその年分の所得税額から控除	耐震改修をした翌年分の当該家屋の固定資産税(120㎡相当分までに限る)を1/2減額する
優遇期間	改修した1年分	工事完了:翌年度1年分

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームやバリアフリー工事を行う際は、耐震改修を実施する好機であるため、リフォーム関係団体や建築士会などの関係団体と連携し、リフォーム等を検討している建築主や事業者等に対し、この機をとらえた耐震改修のメリットや耐震改修の重要性を周知、啓発し、耐震化の促進に努める。

4 総合的な安全対策に関する取り組み

建築物の耐震化促進のほかに、地震時における安全性の向上を図るために、次の取り組みを推進する。

(1) 窓ガラス、天井、外壁、屋根材等の落下物対策

地震による建築物の窓ガラス飛散、建築物の天井落下、外装タイルの剥落、屋根材等の落下及び看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発し、必要な場合は点検、改修等の指導を行う。

(2) ブロック塀等の安全対策

地震発生時のブロック塀の倒壊による人的被害や道路閉塞等への対策として、「小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金」制度を活用し、ブロック塀の倒壊の危険性や適切な補強方法等に関する知識普及を図る。

「小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金」制度の概要（令和8年3月現在）

目的	道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、危険性のあるブロック塀除却経費の助成を行う。
助成対象	コンクリートブロック塀または石塀で下記を満たすもの 1. 道路に面して設置されているもの 2. 通行人の安全を脅かす恐れがあるもの
助成金	・コンクリートブロック塀の場合 補助金額 4,000円×ブロック塀の面積(m ²) 補助上限額 100,000円 ※補助金額に満たない場合は実費額 ・石塀等(組積造)の場合 補助金額 10,000円×石塀等(組積造)の面積(m ²) 補助上限額 100,000円 ※補助金額に満たない場合は実費額 ◆除却した石の50%以上を再使用する場合は補助上限額 150,000円

(3) 家具の転倒、落下防止対策

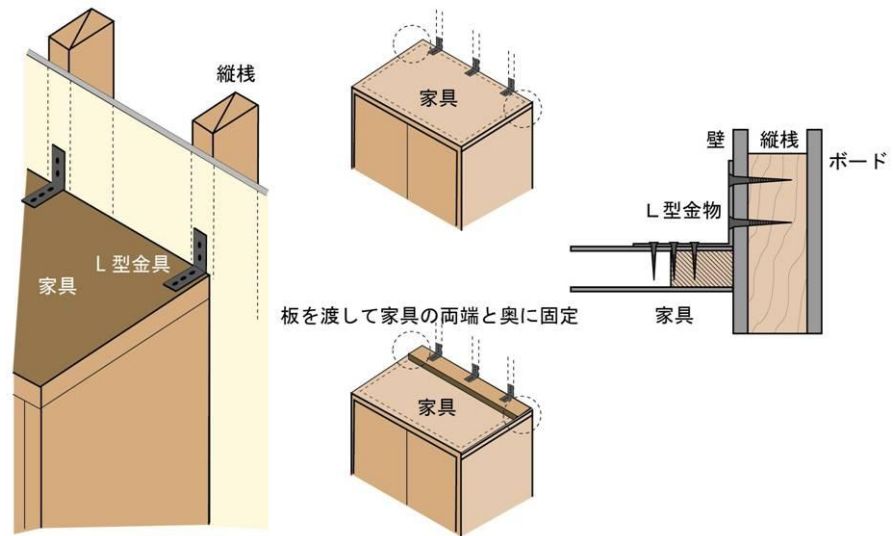
① 転倒防止器具による家具の固定

家具の転倒防止対策として、L型金具による家具の固定、チェーンやワイヤー、突っ張り棒などによる補強がある。また、家具の転倒防止対策を進めるため、防災訓練及びイベント時におけるパネルや器具の展示、パンフレット、ホームページ等により普及・啓発を進める。

また、高齢者や障害者などの災害時要援護者に対して、関係機関・団体等への普及啓発と協力・連携体制を確保し、家具の転倒防止対策の周知に努める。

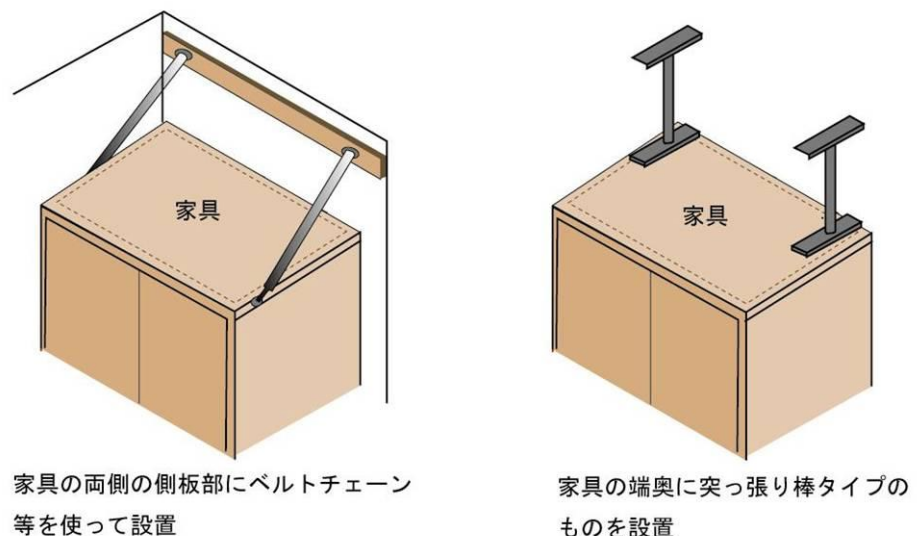
【家具の地震対策例】

■ 棧に直接固定する方法



L型金物で壁の棧に直接家具を固定する場合は、壁の棧と同様に家具の上部の棧を探し、固定する。ただし、L型金物の木ネジがきちんと入らない幅の棧なら、必要な幅の板を家具に打ち付けて、そこにL型金物をとめ。

■ 棧に固定できない場合の固定方法



家具の両側の側板部にベルトチェーン等を使って設置

家具の端奥に突っ張り棒タイプのものを設置

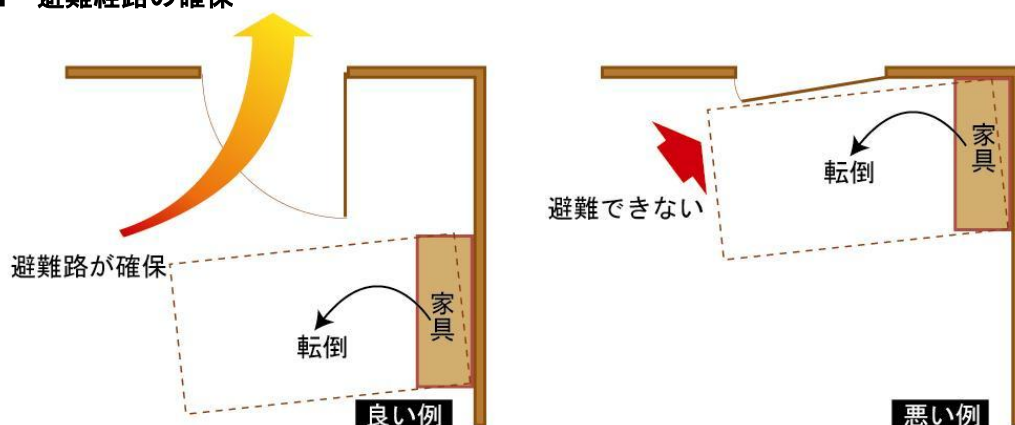
② 家具の転倒による被害を拡大させないための対策

地震動によって収容物が散乱し、ガラス類の破損が考えられる食器棚等については、扉開放防止措置、ガラス飛散防止フィルム、連結金具などにより被害の拡大防止対策の周知に努める。

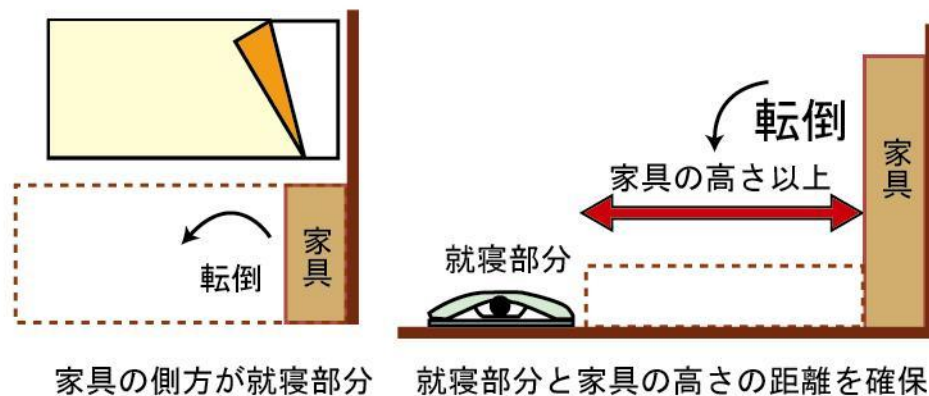
③ 安全な家具の置き方

避難経路を考慮した家具の配置や就寝時の安全対策の一つとして、防災ベッド*や耐震テーブル*に関する知識の普及を図る。

■ 避難経路の確保



■ 家具の配置例



出典：転倒防止器具の取付け方や安全な家具の置き方に関する指導指針（平成17年3月東京消防庁家具類の転倒・落下防止対策推進委員会）

〔防災ベッド〕

出典：総務省消防庁 HP より



*防災ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

*耐震テーブル：普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができる。

(4) 昇降機の安全対策

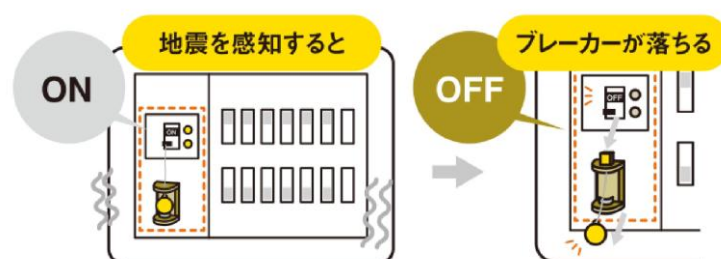
定期検査等の機会を利用し、現行指針に適合しない昇降機の地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

地震発生時の昇降機閉じ込め防止対策として、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、昇降機の安全性の認識、閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識普及を図る。

(5) 感震ブレーカーの設置促進

地震時の強い揺れにより、電気機器の転倒や損傷、停電復旧時の通電火災が発生するおそれがある。これらの火災被害を防止するため、揺れを感知して自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの設置が有効である。

このため、感震ブレーカーの機能や必要性について継続的に啓発を行うとともに、住宅への設置を促進するための支援制度の周知を図り、必要に応じて適切な設置や点検を指導する。



〔感震ブレーカーイメージ〕

出典：石川県危機管理部危機対策課資料より

(6) 屋根材の落下防止対策

地震時には、屋根瓦や金属屋根材のずれ・脱落により、歩行者への落下被害や避難経路の阻害、さらには建築物自体の耐震性能の低下を招くおそれがある。特に、瓦屋根では緊結不足や経年劣化により、強い揺れで大規模な落下が発生する事例が確認されている。

このため、屋根材の緊結化や耐震性の高い工法への改修を促進するとともに、定期的な点検・維持管理の重要性について継続的に啓発を行い、必要に応じて適切な補修や耐震改修の実施を指導する。

5 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

① 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対し、耐震診断を行わせ、その結果を報告させる。(法第7条、附則第3条) その後、当該報告内容の公表を行う。(法第9条)

当該所有者が診断結果の報告をしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、当該所有者に対し、報告又は報告内容を是正すべきことを命令し、その旨を公表する。(法第8条)

当該建築物の耐震改修を適格に実施するため必要と認めた場合は、当該所有者に対して必要な指導・助言を行う。(法第12条第1項)

そのうち、必要な耐震改修が実施されていないと認めたときは、当該所有者に対して必要な指示をする。(同条第2項)

さらに指示を受けた当該所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を公表する。(同条第3項)

① 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修を適格に実施するため必要と認めた場合は、当該所有者に対して必要な指導・助言を行う。(法第15条第1項)

そのうち一定規模以上の当該建築物(以下、「指示対象建築物」という。)について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されていないと認めたときは、当該所有者に対して必要な指示をする。(同条第2項)

さらに指示を受けた当該所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を公表する。(同条第3項)

■指導及び助言の方法

耐震化の必要性、耐震診断・耐震改修の実施の方法等について説明を行う。

また、必要に応じて文章の送付などにより指導及び助言を行う。

■指示の方法

耐震診断・耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示をする。

■公表の方法

耐震改修促進法に基づく公表であることを明確にするとともに、住民に広く周知するため、市の広報やホームページへの掲載などにより公表する。

※ 公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことにより、その利用者や周辺住民に対して危険性が高いことを明確に示した上で実施する。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

① 勧告

耐震改修促進法に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある場合には、相当の猶予期限を付けて、必要に応じて勧告を行う。(建築基準法第10条第1項)

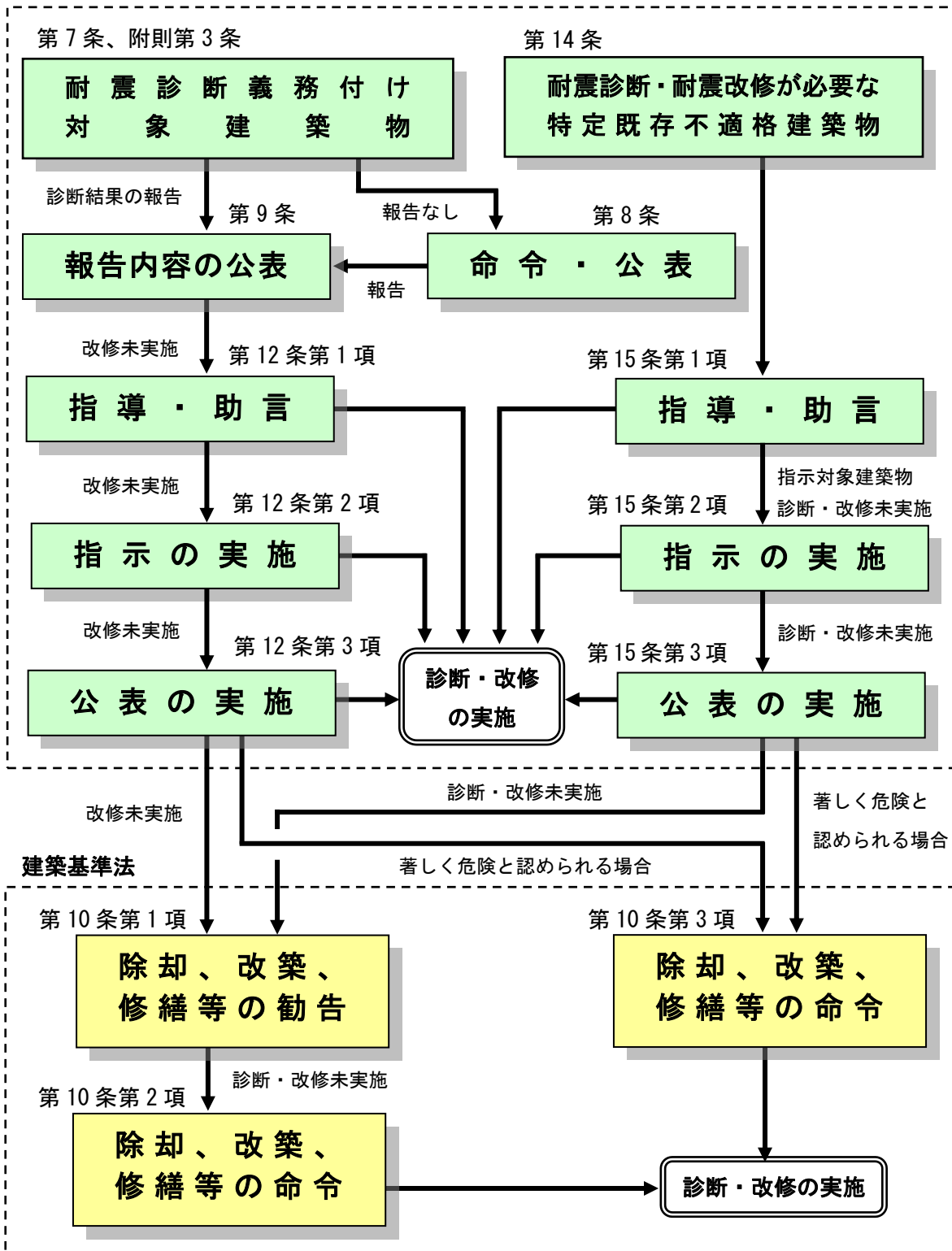
② 命令

勧告を行った後、正当な理由がなく、勧告にかかわる措置をとらなかった場合は、除却、改築、修繕等に関する命令を行う。(建築基準法第10条第2項)

著しく保安上危険であると認められる建築物については、指示、勧告が行われていない場合でも、速やかに除却、改築、修繕等に関する命令を行うことを検討する。(建築基準法第10条第3項)

■ 耐震化を促進するための指導や命令等の流れ

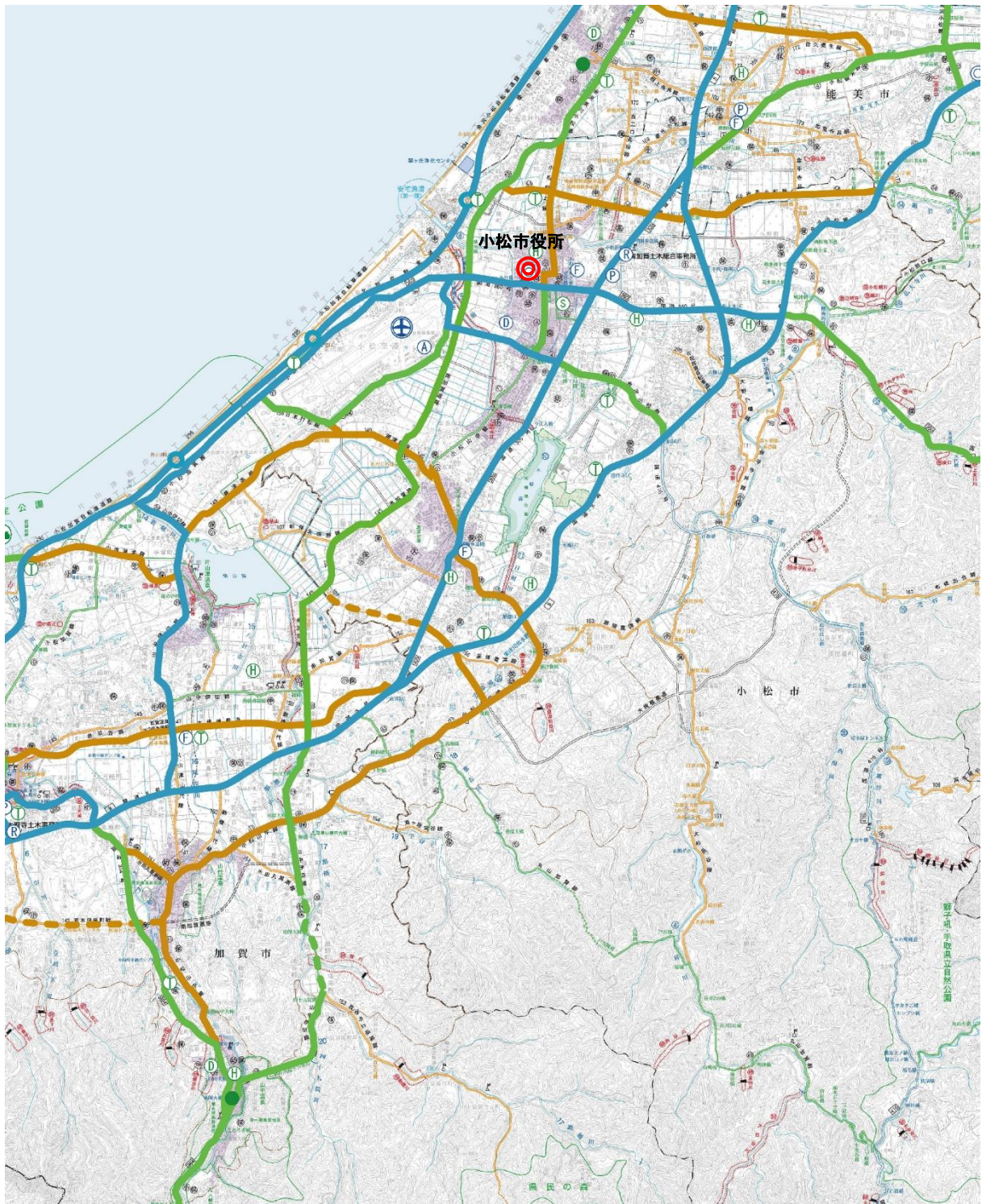
耐震改修促進法






資料1 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定建築物	指示対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場も含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場も含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場も含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
通行障害建築物		法の規定により耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物で当該道路幅員の1/2超(道路幅員が12m以下の場合は6m超)の高さのもの		法の規定により耐震改修促進計画に記載された重要な道路に接する建築物で当該道路幅員の1/2超(道路幅員が12m以下の場合は6m超)の高さのもの

資料2 小松市地域防災計画における緊急輸送道路等の防災道路網



(令和7年5月時点)

凡例	
第1次緊急輸送道路	
第2次緊急輸送道路	
第3次緊急輸送道路	

※上記道路は、耐震改修促進法により規定する道路ではない。

(別紙)

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金の対象となる道路

本市内における住宅や事業所等から小松市地域防災計画に掲げる避難所や避難地等へ至る経路を補助対象とする。ただし、私道を除く。

(別紙)

(1) 指定避難所

No	校下地区	施設名称	所在地	水害時開設 対象避難所	機能強化 避難所	海拔 (m)
1	稚松	稚松小学校	殿町二丁目 7			2.5
2		丸内中学校	小寺町甲 27		○	2.1
3		北部地区体育館	大川町二丁目 12			2.4
4		小松総合体育館	下牧町 69			1.1
5		小松高校	丸内町二ノ丸 15	○		2.8
6	芦城	芦城小学校	西町 25	○		2.1
7		芦城中学校	芦田町二丁目 69		○	2.1
8		末広体育館	末広町 72			1.8
9		武道館	桜木町 104-3	○		1.7
10		團十郎芸術劇場うらら	土居原町 710	○		2.5
11	安宅	安宅小学校	安宅町安宅林 5	○		2.6
12		安宅中学校	安宅町安宅林 4-112	○	○	2.4
13		西部地区体育館	安宅町安宅林 4-112			2.5
14	犬丸	犬丸小学校	犬丸町甲 61	○		3.1
15		板津中学校	松梨町丙 8	○	○	3.3
16		小松市民センター	大島町丙 42-3	○	○	3.3
17		板津地区体育館	長田町ル 146			3.7
18		小松北高校	島田町イ 85-1			3.5
19	荒屋	荒屋小学校	荒屋町ほ 1	○		4.8
20	第一	第一小学校	白江町ハ 73-1	○	○	3.4
21		小松市立高校	八幡ト 1		○	6.6
22		小松工業高校	打越町丙 67	○		3.3
23	能美	能美小学校	能美町ソ 51	○		3.7
24		小松明峰高校	平面町へ 72	○		3.7
25	苗代	苗代小学校	北浅井町ヌ 16-1	○	○	2.1
26		松陽地区体育館	大領町な 66			2.0
27	蓮代寺	蓮代寺小学校	蓮代寺町ハ丙 16	○		12.0
28	向本折	向本折小学校	向本折町寅 188			2.3
29		松陽中学校	大領町イ 103			1.8
30	今江	今江小学校	今江町六丁目 167	○	○	12.7
31	串	串小学校	串町乙 1-1	○		4.5
32		御幸中学校	村松町 50		○	1.7
33		御幸地区体育館	村松町丙 67			1.6
34		小松産業技術専門校	青路町 130			7.2
35	日末	日末小学校	日末町ニ 52	○		3.2

(別紙)

No	校下 地区	施設名称	所在地	水害時開設 対象避難所	機能強化 避難所	海拔 (m)
36	国府	国府小学校	河田町丁 40-1	○	○	15.6
37		国府中学校	小野町己 152-2	○		11.7
38		国府地区体育館	河田町ヌ 18			5.9
39	東陵	東陵小学校	西軽海町一丁目 41	○		13.2
40		小松商業高校	希望丘 10	○		14.9
41	中海	中海小学校	中海町山林ニ 8-1	○	○	29.0
42		中海中学校	軽海町弐号 4-1	○		28.2
43		中海地区体育館	軽海町弐号 1-4			28.3
44	金野	旧金野小学校	大野町子 43	○		25.4
45		松東みどり学園	江指町丙 30	○	○	29.1
46		小松特別支援学校	金平町丁 76			42.7
47	西尾	旧西尾小学校	観音下町ロ 48	○		76.1
48		西俣自然教室	西俣町ニ 301	○		125
49		丸山研修センター	丸山町ヌ 150			376
50	波佐谷	旧波佐谷小学校体育館	波佐谷町子 27			45.3
51		里山自然学校大杉みどりの里	大杉町イ 98			148.8
52		ふれあい松東	長谷町 49	○		32.7
53		小松瀬領特別支援学校	瀬領町丁 138-1			49.9
54	符津	符津小学校	符津町ハ 100			4.2
55		南部中学校	島町ヌ 43	○	○	9.4
56		小松サン・アビリティーズ	符津町念仏ケ 2-7			9.5
57		いしかわ子ども交流センター小松館	符津町念仏 3-1			9.0
58	木場	木場小学校	木場町わ 1	○		9.0
59		木場潟スポーツ研修センター	木場町ユ 3-7			12.7
60	栗津	栗津小学校	井口町チ 24			10.7
61		こまつドーム	林町ほ 5	○	○	10.3
62	那谷	那谷小学校	那谷町ユ 54-1	○		33.4
63		里山自然学校こまつ滝ケ原	滝ケ原町ウ 20	○		50.2
64	矢田野	矢田野小学校	下栗津町ク 101-1			10.5
65		南部地区児童体育館	矢田野町ホ 10			9.4
66	月津	月津小学校	月津町ユ 113	○		11.9
67		小松大学栗津キャンパス	四丁町ヌ 1-3			9.0

(別紙)

(2) 指定緊急避難場所

No.	地区	名称	所在地	海拔 (m)
1	稚松	芦城公園	丸の内公園町 19	3.0
2	芦城	市民公園	土居原町 711	2.5
3		小松運動公園	末広町 2	2.3
4	蓮代寺	木場瀉公園	三谷町ら之部 58	3.5
5	今江	今江ふれあい公園	今江町一丁目 542	2.9
6	国府	国府台中央公園	国府台四丁目 157	41.3
7	東陵	軽海中央公園	西軽海町四丁目 99	16.7
8		東部地区拠点避難地	西軽海町二丁目 204-14	28.5
9	符津	南部児童公園	矢田野町ワ 1-1	10.1
10		栗津公園	符津町念仏 3-1	8.8
11	栗津	栗津おっしょべ公園	栗津町ル 6-1	16.9
12		小松大谷高等学校	津波倉町チ 1	11.4
13	矢田野	さわ池ふれあいパーク	下栗津町コ 55-8	6.3
14	安宅	ルートイングランティア小松エアポート	長崎町 4-116-1	1.3
15		特別養護老人ホームあたかの郷	安宅町ル 1-28	4.3
16		ケアハウスファミリー	安宅町ル 1-8	4.8
17		小松市営木曾町住宅	安宅町甲 10	2.6
18	牧	小松空港 北陸エアターミナルビル	浮柳町ヨ 50	4.4
19		北陸自動車道緊急避難施設	草野町地内	2.6

(3) 福祉避難所

No.	地区	機能 区分	名称	所在地	海拔 (m)
1	向本折	強化	松寿園	向本折町ホ 31	1.5
2	月津	強化	第二松寿園	月津町ヲ 95	8.1
3	矢田野		自生園	上荒屋町ソ 4-10	31.6
4	安宅		あたかの郷	安宅町ル 1-28	1.3
5	能美		めぐみの里	平面町へ 133-1	3.1
6	串		みゆきの郷	松崎町赤場 1-1	1.7
7	犬丸	強化	明峰の里	蛭川町西 103-1	2.9
8	苗代		まだら園	北浅井町リ 125-1	2.1
9	中海		グリーン・ポート小松	岩淵町 46-2	28.1
10	蓮代寺		レイクサイド木場	三谷町そ 80	4.1
11	稚松		さくら園	園町ホ 35	2.1
12	金野		うめの木学園	金平町ヌ 84	41.0
13	波佐谷	強化	小松陽光苑	瀬領町ヨ 288	54.0
14			愛らんど萌寿	波佐谷町東 64	40.4

小松市 都市創造部 建築住宅課

〒923-8650 小松市小馬出町91番地
電話：0761-24-8106